

熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱

制定 令和 6年 7月 22日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市内の老朽空き家について、危険な老朽家屋になる前に除却を促すことにより、周辺的生活環境への悪影響を予防すると共に、市民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住その他の使用がなされておらず、1年以上使用の実態がない建築物で、附属する工作物や敷地を含む。
- (2) 老朽空き家 昭和56年5月31日以前に着工した空き家又は築22年以上経過している建築物で相続・遺贈を受けた空き家。
- (3) 所有者等 空き家の所有者、管理者又は相続等により所有者となる者をいう。
- (4) 申請者 この要綱に規定する補助事業の申請を行う所有者等をいう。
- (5) 補助事業者等 市長から補助金の交付決定を受けた申請者をいう。
- (6) 解体事業者等 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で、本市内に本店又は営業所等を有する者をいう。
- (7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (8) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従うものとする。

- 2 補助事業に伴う通報等は補助事業者等の責任において処理するものとする。
- 3 補助事業者等は、除却完了以降においても当該土地を適切に管理しなければならない。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 補助金の申請に係る老朽空き家について、申請者以外の所有者、抵当権者その他の権利者(以下「関係権利者」という。)がいる場合には、当該老朽空き家の除却について、原則として全ての関係権利者の同意を得ていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (6) 空家法第22条第3項に規定する命令を受けていないこと。

(補助金の交付対象老朽空き家)

第5条 この補助金の交付対象となる老朽空き家（以下「交付対象老朽空き家」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市内に位置していること。
- (2) 木造の専用住宅又は兼用住宅で、法人の所有でないこと。
- (3) 一団の土地内において、居住の実態がないこと。
- (4) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の全ての権利者が当該老朽空き家の除却について同意している場合は、この限りでない。
- (5) 老朽空き家又はその土地について、売買により所有権が移転している場合にあっては、現在の所有者が所有権を取得した時から、第9条に定める交付申請までに、1年以上経過していること。
- (6) この要綱に規定する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 公共事業等による補償を受けていないこと。

(補助事業)

第6条 補助事業の対象となる工事は、交付対象老朽空き家を除却し、敷地全体を空き家の定着物がない土地にする工事とする。ただし、申請者は周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、立木竹等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

2 補助事業は、解体事業者等に請け負わせるものとする。

3 補助事業は、第9条に定める補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する予定であること。ただし、市長は、2月末日時点で予算に余力がある場合においては、年度末までその期間を延長できるものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に10分の8を乗じて得た額とする。

- (1) 交付対象老朽空き家の除却及び処分に要する費用（ただし、第6条第1項の規定にかかわらず、一団の土地内に存する老朽空き家ではない建築物等の除却工事費を含めない）
- (2) 交付対象老朽空き家に附属する工作物（門又は塀等）の除却及び処分に要する費用
- (3) 交付対象老朽空き家の存する敷地内の立木竹等の除却及び処分に要する費用
- (4) 交付対象老朽空き家の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する費用
- (5) 周囲への安全を確保する上で、交付対象老朽空き家の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

2 前項に規定する補助対象経費は、解体事業者等の2社以上の見積り（申請者宛て）に基づき算出し、補助対象経費の総額が安価な見積りを採用する。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、40万円又は当該年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について第9(2)に規定する除却工事に要する費用の1㎡当たりの額に老朽空き家の延べ面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、補助事業の実施前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図(老朽空き家の所在する位置が分かるもの)
- (2) 配置図(方位、敷地形状、空き家(母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、立木竹など)、入口等の位置を記入。また、除却しない空き家がある場合はその対象を明示し、理由を記載)
- (3) 現況写真(建物及び敷地全体の状況が分かるもの)
- (4) 建物の所有者等であることを推認できる書類又はその写し(建物の全部事項証明書(発行されてから3か月以内のもの)、納税通知書又は不動産売買契約書など)
- (5) 建物の建築時期が分かる書類又はその写し(建物の全部事項証明書(発行されてから3か月以内のもの)や固定資産評価証明書(経過年数の記載があるもの)、建築確認申請書など)
- (6) 1年以上使用の実態がない事を証する書類(水道、ガス又は電気の使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類など)
- (7) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
- (8) 戸籍謄本又はその写し(相続人等の確認が必要な場合に限る)
- (9) 建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合又は1年以上使用の実態がない事を証する書類がない場合は、誓約書(様式第2号)
- (10) 第7条第1項各号に掲げる費用が確認できる解体事業者等の見積書の写し(2社以上)
- (11) 解体事業者等であることを証する書類の写し
- (12) 市税の滞納がないことの証明書(発行されてから1か月以内のもの)
- (13) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付(不交付)決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

3 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した補助金交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定する。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業者等は、補助事業に着手するときは、補助事業着手届（様式第4号）に除却工事の請負契約書の写しを添えて市長に届け出るものとする。

（補助事業の変更）

第12条 補助事業者等は、第10条第1項に規定する交付決定通知を受けたのち、補助事業の内容を変更するときは、交付の決定を受けた補助金の額の変更を伴わない軽微なものを除き、速やかに補助金交付変更申請書（様式第5号）に第9条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 第10条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認（不承認）決定の場合に準用する。

（完了報告）

第13条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、原則、20日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、除却完了報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

(1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し

(2) 除却工事完了後の写真（跡地全体の状況が分かるもの）

(3) その他市長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、第10条の補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）の交付決定額と同額であった場合については、補助金額確定通知書（様式第8号）を省略することができる。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者等は、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、補助金請求書（様式第9号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に請求するものとする。

(1) 通帳の写し（金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前（カタカナ）が分かるもの）

(2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し（ただし、完了報告の際に提出済みの場合を除く）

(3) その他市長が必要とする書類

2 前項の補助金の請求があったときは、補助事業者等に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第13条に定める日までに完了の報告をしなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者等に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第17条 補助事業者等は、事情により補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取消すものとする。

3 前条第2項から第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(申請書類等の代理提出)

第18条 申請者又は補助事業者等は、第9条、第11条から第13条、第15条及び第17条に規定する申請書類等の提出を、第三者に代理させることができるものとする。

2 申請者又は補助事業者等は、前項の申請書類等の提出を代理させる場合、代理提出委任申出書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書(様式第13号)により行うものとする。

(違約加算金)

第20条 補助事業者等は、第16条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそ

それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(照会及び検査等の実施)

第22条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができる。

2 前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(雑則)

第23条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6年 8月 1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9年 3月31日限り、その効力を失う。

熊本市長 宛

申請者 千
住所
刀がナ
氏名
電話番号

補助金交付申請書

熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金の交付を受けたいので、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱の内容全てを承諾のうえ、同要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる老朽空き家の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 空き家となった時期 年 月 頃
- 3 空き家の用途と構造
- 4 除却期間 (予定) 年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 補助金の交付対象要件確認事項（下記事項を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。）
 - 抵当権等が設定されていない。設定されている場合は、関係権利者全員が除却の同意をしている。
 - この要綱に規定する補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない。
 - 公共事業等による補償を受けていない。
 - 一団の土地内において居住の実態がない。
 - 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。
 - 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしない。

6 補助金交付申請額

・ 400,000円

・ _____円 × 8/10 × 2/3 = _____円
 工事費（税抜き）

※工事費の1㎡当たりの額が「当該年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9（2）の額を超える場合は以下記入。

・ _____円 × (_____㎡) × 8/10 × 2/3 = _____円

工事費の1㎡当たりの額 空家の延べ床面積

左記のうち最も低い額

_____円

(1,000円未満の端数は切り捨て)

6 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。）

書類	確認欄
(1) 位置図（老朽空き家の所在する位置が分かるもの）	
(2) 配置図（方位、敷地形状、空き家（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、立木竹など）、を記入。また、除却しない空き家がある場合はその対象を明示し、理由を記載）	
(3) 現況写真（建物及び敷地全体の状況が分かるもの）	
(4) 建物の所有者等であることを推認できる書類又はその写し（建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書など）	
(5) 建物の建築時期が分かる書類又はその写し（建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）や固定資産評価証明書（経過年数の記載があるもの）、建築確認申請書など）	
(6) 1年以上使用の実態がない事を証する書類（水道、ガス又は電気の使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類など）	
(7) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し	
(8) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合に限る）	
(9) 建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合又は1年以上使用の実態がない事を証する書類がない場合は、誓約書（様式第2号）	
(10) 補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）が確認できる本市内に本店又は営業所等を有する解体事業者等の見積書の写し（2社以上）	
(11) 解体事業者等であることを証する書類の写し（見積書を徴取した業者のもの）	
(12) 市税の滞納がないことの証明書（発行されてから1か月以内のもの）	
(13) 申請書類等提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第12号）	
(14) その他市長が必要とする書類	

誓約書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所
氏名

熊本市老朽空き家除却促進補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 熊本市老朽空き家除却促進事業の目的を理解し、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱の内容を確認した上で建物の補助金の交付申請を行うこと。
- 2 老朽空き家の所有者であること。
- 3 1年以上使用の実態がないこと。
- 4 申請者の他に補助対象建築物の権利者（共有者、法定相続人、抵当権者等）がいる場合には、他の権利者から同意を得て補助事業を実施し、補助金の交付を受けること。他の権利者との間で紛争等が生じたときは、申請者が責任を持って解決するとともに、仮に市が他の権利者に対し損害賠償義務を負った場合にはその損害額を申請者が負担するなど、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 5 建築物の除却等により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決すること。
- 6 除却後の跡地については、適正に管理を行い、雑草等の繁茂などにより周辺住民の居住環境を悪化させないこと。

対象となる老朽空き家の所在地

（住居表示）熊本市 区
（地名地番）熊本市 区

申請者 様

熊本市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 審査結果 ・ 補助金交付 ・ 補助金不交付
- 3 交付決定した補助金の額 補助金額 円
- 4 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 交付申請書に記載した事項を変更するとき（額の変更を伴わない軽微なものを除く。）は、速やかに市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が完了したときは、20日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、市長に対し所定の除却完了報告を行うこと。
 - (4) 補助金の額の確定のために書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (5) 補助金の請求は、その額の確定の通知を受けた日若しくは確定した補助金の交付額が補助金交付決定通知書記載の交付決定額と同額であった場合は除却完了報告をした日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に所定の請求書により行うこと。
- 5 不交付の場合、その理由
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合、その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがあります。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

熊本市長 宛

補助事業者等 住所
氏名

補助事業着手届

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市老朽
空き家除却促進事業について、補助事業に着手しますので、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金
交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 補助事業の着手年月日
年 月 日
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日
- 4 契約の相手方（解体事業者等）

書類	確認欄
(1) 除却工事の請負契約書の写し（契約者が申請者であるもの）	
(2) 申請書類等の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第12号）【提出済みの場合は不要】	

熊本市長 宛

補助事業者等 住所
氏名

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市老朽
空き家除却促進事業について、下記のとおり変更したいので熊本市老朽空き家除却促進事業補助金
交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地

(住居表示) 熊本市 区

(地名地番) 熊本市 区

2 変更内容

3 変更理由

4 変更補助金交付申請額

・ 400,000円

・ _____円 × 8/10 × 2/3 = _____円

工事費（税抜き）

※工事費の1㎡当たりの額が「当該年度における住宅局所管事業に係る
標準建設費等について」第9（2）の額を超える場合は以下記入。

・ _____円 × (_____㎡) × 8/10 × 2/3 = _____円

工事費の1㎡当たりの額 空家の延べ床面積

左記のうち最も低い額

_____円

(1,000円未満の端数は切り捨て)

5 添付書類（第9条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類）

補助事業者等 様

熊本市長 印

補助金交付変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市老朽空き家除却促進事業の変更について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 審査結果
 - ・ 変更承認
 - ・ 変更不承認
- 3 変更承認後に交付決定した補助金の額
補助金額 円
- 4 承認の条件は、次のとおりとします。
- 5 不承認の場合、その理由

熊本市長 宛

補助事業者等 住所
氏名

除却完了報告書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市老朽空家除却促進事業が完了したので、熊本市老朽空家除却促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 対象となる交付対象老朽空家の所在地

(住居表示) 熊本市 区

(地名地番) 熊本市 区

2 補助事業の完了日

年 月 日

3 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。）

書類	確認欄
(1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し	
(2) 除却工事完了後の写真（跡地の状況が分かるもの）	
(3) 申請書類等の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第12号）【提出済みの場合は不要】	

補助事業者等 様

熊本市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで除却完了報告のあった熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金について、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地
（住居表示）熊本市 区
（地名地番）熊本市 区

- 2 確定した補助金の額

補助金額 円

熊本市長 宛

補助事業者等 住所
氏名

補助金請求書

年 月 日付け 発第 号で補助金額確定通知のあった熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金について、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地

(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区

2 請求金額

¥							
---	--	--	--	--	--	--	--

3 振込口座（申請者名義）

金融機関名			
		銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

書類	確認欄
(1) 申請者名義の通帳の写し（金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前（カタカナ）が分かるもの）	
(2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し【提出済みの場合は不要】	
(3) 申請書類等の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第12号）【提出済みの場合は不要】	

補助事業者等 様

熊本市長 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金については、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地

(住居表示) 熊本市 区

(地名地番) 熊本市 区

2 補助金の交付決定額

補助金額 円

3 補助金の交付決定取消額

補助金取消額 円

4 取消理由

熊本市長 宛

補助事業者等 住所
氏名

補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金については、下記の通り補助事業を中止、又は廃止したいので、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 中止、又は廃止の理由

熊本市長 宛

代理提出委任申出書

私は、_____を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の申請書等の提出を委任しました。

- 1 熊本市老朽空き家除却促進事業に係る2に示す申請及び報告等のうち、全ての提出を代理者に委任される場合は、下記の欄に○をつけてください。

	熊本市老朽空き家除却促進事業に係る2に示す申請及び報告等の全ての提出を委任
--	---------------------------------------

- 2 熊本市老朽空き家除却促進事業に係る申請及び報告等のうち一部の提出を委任する場合は、下記の項目の中から該当する欄に○をつけてください。

	補助金交付申請（第9条）		補助事業着手の届出（第11条）
	補助金交付変更申請（第12条）		除却完了報告（第13条）
	補助金請求（第15条）		補助金交付申請取下げ（第17条）

対象となる老朽空き家の所在地

(住居表示) 熊本市 区
 (地名地番) 熊本市 区

申請者（委任する方）

住所

氏名

印

※ 申請書類はすべて申請者名を記入してください。

代理者（窓口に来る方）

住所

氏名

電話番号

発第 号
年 月 日

補助事業者等 様

熊本市長 印

補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で取り消した熊本市老朽空き家除却促進事業の補助金については、熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 対象となる交付対象老朽空き家の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 返還命令額 返還額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由